



あなたの敷地はどんな構造の 家が建てられますか？

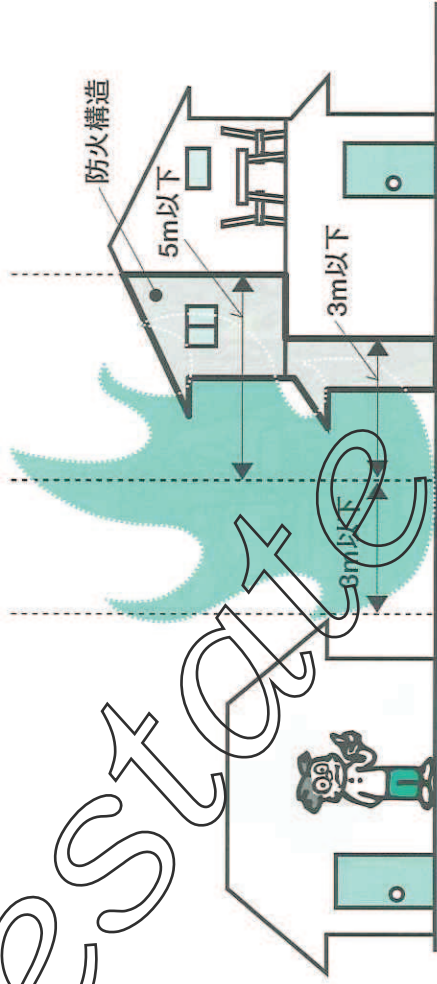
建物が密集した市街地では、火災が発生すると大火となる可能性が高いので、都市計画区域下では用途地域などとは別に、「防火地域」と「準防火地域」が定められています。敷地がこれらの地域にある場合は、家の構造や工法が制限されますので、事前のチェックが大切です。

「防火地域」内では、3階建て以下または延べ面積が100㎡を超えて家を建てる場合は耐火建築物でなければなりません。また、2階建て以下で延べ面積が100㎡以下の家の場合は、準耐火建築物にすれば建てられます。木造住宅でも定められた性能を満足させれば建築が可能です。



「準防火地域」は、だいたい都市の中心部と周辺住宅地の中間にある地域などで指定されています。「防火地域」に比べると比較的規制が緩和されますが、木造住宅の場合は、延焼のおそれがある外壁や軒裏及び開口部などの部分に一定の性能を満足した材料を使用します。

■延焼のおそれのある部分



隣地境界線、または道路中心線